

千葉県産木材製品カタログ作成業務委託 企画提案募集要項

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「千葉県産木材製品カタログ作成業務委託」について、受託を希望する事業者からの企画提案を公募するに当たり、必要な事項を記載したものである。

1 業務の概要

- (1) 業務名 千葉県産木材製品カタログ作成業務委託
- (2) 委託内容
千葉県産木材を使用した木材製品等を紹介するカタログの作成を行う。
なお、原則として次の業務を行う。（詳細は「千葉県産木材製品カタログ作成業務委託」仕様書に記載のとおり。）
ア 千葉県産木材製品の取材、写真撮影
イ 編集、デザイン、原稿作成、校正等のカタログの作成業務
ウ 印刷、製本、梱包
- (3) 委託料の上限額 3,594,800円以内
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (4) 委託期間（予定） 契約締結日の翌日から令和7年11月28日（金）まで

2 プロポーザルに係る日程

内 容	日 程
公募開始の公表（募集要項等の公表）	令和7年4月25日（金）
企画提案に関する質問の提出期限	令和7年5月9日（金）正午まで
企画提案に関する質問への回答	令和7年5月14日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時まで
企画提案審査委員会の開催 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年5月27日（火）
受託候補者の決定通知	令和7年6月4日（水）までに通知
契約締結	令和7年6月中旬予定

3 公募資格

次の（１）から（１０）の全てに該当する法人が応募することができます。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２） 当該業務を適切に統括する能力がある責任者を特定できること。
- （３） 当該業務を適切に実施するための組織体制が整っていること。
- （４） 組織の運営に関して定款又は規則を設けていること。
- （５） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- （６） 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体等でないこと。
- （７） 企画提案書の提出期限までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録されている者であること。
- （８） 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成 23 年 3 月 31 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- （９） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者ではないこと。
- （１０） 過去 5 年以内に国又は地方公共団体の類似業務を受託し、適切に業務完了していること。

4 主な対象経費

人件費、旅費交通費、通信費、印刷製本費、消耗品費、保険料、その他（備品購入費、事業以外の目的及び組織の運営に係る経費を除きます。）

5 募集期間・応募方法

（１） 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要項及び仕様書を十分確認の上、企画提案書を作成し提出すること。

応募書類は、千葉県農林水産部森林課（本庁舎 16 階）において配布するほか、県ホームページからもダウンロードできます。

（２） 募集期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から 5 月 21 日（水）午後 5 時まで

（３） 企画提案書の構成

以下①～⑥についてインデックスを付して一つにまとめること。

① 千葉県産木材製品カタログ作成業務委託企画提案書（様式第 1 号）

② 会社（団体）概要（様式第 2 号）

※定款又はこれに準ずる規約（写し）を添付すること。また、事業内容や会社概要のわかるパンフレット等があれば添付すること。

③ 委託業務の実施スケジュール（様式第 3 号）

④ 経費見積書（様式第 4 号）

⑤ 誓約書（様式第 5 号）

- ⑥ 過去における類似業務実績
- a 業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を5件程度記載した資料を添付すること。
 - b 概ね5年以内の実績を示すこと。
- (4) 提出部数 10部
- (5) 提出方法は郵送又は持参とし、いずれの場合も上記募集期間内に必着のこと。
なお、提出後、電話にて到着確認を行うこと。
- (6) 書類作成上の留意事項
- ア 用紙の規格は、A4版縦置き・横書きとする。
やむを得ずA3版を使用する場合は、片袖折りでA4版に折って綴じること。
なお、定款・規約及び応募者概要のパンフレット等はこの限りではない。
 - イ 企画提案説明書は、10ページ以内とする。
(A3版は1ページにつきA4版2ページと換算する。)
 - ウ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
 - エ 使用する言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (7) 書類の提出先
- 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 TEL:043-223-2966
千葉県農林水産部 森林課 森林経営管理室
「千葉県産木材製品カタログ作成業務」担当 大後

6 質問の受付

本要項の内容、その他プロポーザルに関する質問は、以下のとおり受け付ける。
ただし、応募状況や選考審査委員に関する事項等、公正な審査選考を妨げる内容については、質問を受け付けない。

- (1) 質問方法 質問は電子メールにより行うこととする。
件名に「千葉県産木材製品カタログ作成業務委託に関する質問」と記載し、質問者の名称、連絡先(電話番号及びメールアドレス)、質問内容を記載すること。また、メール送信後、電話にて質問を送信した旨の連絡を行うこと。(連絡先:043-223-2966)
なお、電話やファックスでの質問の受付は行わないので注意すること。
- (2) 送付先 千葉県農林水産部森林課 森林経営管理室
「千葉県産木材製品カタログ作成業務委託」担当 大後
メールアドレス:mokuzai@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 提出期限 令和7年5月9日(金)正午まで
- (4) 回答方法 令和7年5月14日(水)までに、質問者に対してメール又は電話により回答する。

7 選考方法について

- (1) 審査方法
- 提出された企画提案書は、千葉県産木材製品カタログ作成企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別添審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。
- なお、企画提案書を提出したものが1者のみの場合でも審査を行うこととする。
- また、審査の結果、受託候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。

(2) 審査委員会について

- ア 審査委員会は、令和7年5月27日(火)に開催する。詳細については、応募資格があると認められた応募者に対し別途連絡を行う。
- イ 審査委員会は、千葉県職員及び県庁外の有識者で構成する。(委員名の公表は行わない。)
- ウ 審査委員会による審査は、企画提案者から提出された企画提案書に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答により行う。
- エ プレゼンテーションの持ち時間は10分、質疑応答は約5分とする。
- オ 審査委員会に参加できる企画提案者の人数は1者につき2名までとし、資料はあらかじめ提出した企画提案書のみを使用すること。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを行った企画提案者全員に対し、企画提案書に記載されたアドレス宛てに電子メールにより通知する。

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 委託契約

県は、最も優れた企画提案を行った応募者を受託候補者として、当該業務にかかる委託契約を締結する。なお、この受託候補者と県との委託契約が整わなかった場合、次点者を受託候補者として委託契約を行う場合がある。

(2) 契約手続き

ア 当該業務の仕様は、受託候補者が提出した企画提案を踏まえ、内容を確定することとするが、業務の目的達成のために必要と認められる場合は、県と受託候補者との協議により、仕様を一部変更することがある。

イ 県は、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)に定める随意契約の手続きにより、確定した仕様による見積書を受託候補者から徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わす。

ウ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、千葉県財務規則第99条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、業務委託契約書を作成し、各1通を保有する。

イ 受託者は受託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対し、当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案を無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 本プロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 本プロポーザルに対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提出したとき。
- (5) 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) 住所、氏名、印影、見積書の金額、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

- (7) 審査委員会を欠席したとき。
- (8) その他、提示した事項及び本プロポーザルに関する条件に違反、あるいは不適切な行為があったと判断されたとき。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) やむを得ない事情等により、募集や審査等中止する場合がある。その場合において、県は本業務の委託契約は行わず、企画提案等の際に生じた損益・損害に対して一切負担しない。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託については書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（令和12年千葉県条例第65号）に基づき開示又は部分開示する場合がある。
- (6) 提出された書類等については返却しない。また、必要に応じ複写することがある。
- (7) 受託者は、当該業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、千葉県個人情報保護条例（令和5年千葉県条例第1号）等に基づき適正に行うこと。

(様式第 1 号)

千葉県産木材製品カタログ作成業務委託企画提案書

年 月 日

申込者 住 所
法人名
代表者名

担当者 氏 名
連絡先 電 話
FAX
E-mail

提案する事業計画

1. 応募の理由及び本業務を遂行するための基本方針
2. 本業務の具体的な実施方法 (1) 千葉県産木材製品の取材、写真撮影 (2) 編集、デザイン、原稿作成、校正等のカタログ作成業務 (3) 印刷、製本、梱包
3. 業務を行う事務所の所在
4. 業務の実施体制（統括責任者及び従業員の数及び経歴、協力団体等）

※ 本企画提案書を基に、審査委員会において説明を行っていただきます。

※ 企画提案書は本紙を含み、10 ページ以内としてください。

※ 用紙は A4 版を基本とします。やむを得ず A3 版を使う場合には A3 版 1 ページにつき、A4 版 2 ページと換算します。

(様式第2号)

会社（団体）概要

会社（団体）名			
代表者名			
本社所在地	〒		
千葉県内支店等	〒		
設立年月日			
資本金			
年間売上高			
事業内容			
役員・従業員数 （常勤）			
過去3年間の 主な事業実績			
ホームページの有無	有	URL :	無
備考			

※ この用紙とは別に、定款又はこれに準ずる規約（写し）を添付すること。
また、事業内容や会社概要のわかるパンフレット等があれば添付すること。

(様式第3号)

委託業務の実施スケジュール

業務名：千葉県産木材製品カタログ作成業務

会社（団体）名

年 月 日	業 務 の 内 容
令和7年6月	【業務委託契約締結】
令和7年7月	
令和7年8月	
令和7年9月	
令和7年10月	
令和7年11月	【印刷完了】

(様式第4号)

経費見積書

会社(団体)名 _____

業務名：千葉県産木材製品カタログ作成業務

合計金額(税込)： _____ 円

区分	積算根拠(数量、単価)、仕様等	見積額(円)
1 取材・撮影		
2 原稿作成		
3 印刷製本		
4 その他		
直接経費		
その他原価		
一般管理費		
	小 計	
		消費税(10%)
	合 計	

(様式第5号)

誓約書

年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

主たる事務所の所在地

名称および代表者氏名

印

当法人が千葉県産木材製品カタログ作成業務委託企画提案募集要項3公募資格の(1)から(10)までの全てについて、いずれにも該当する法人であることを誓約します。

なお、委託契約の締結後に、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、契約を解除されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別添)

審査基準

1 提出書類が記載指示の内容を満たしていることを確認

- ① 企画提案者が応募資格を満たしているか。
- ② 応募書類が適切に提出されているか。

2 審査基準

審査にあたっては、以下の項目・審査基準に基づき総合的に評価する。

項目	審査基準（項目番号・内容）
業務実施者としての適正	① 提案業務の実施体制は十分か。
	② 過去の類似業務実績はあるか。また、それは評価できる内容か。
企画提案の妥当性	③ 県産木材利用促進の目的を理解した提案がなされているか。
	④ 仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか。
	⑤ 千葉県産木材製品の PR 効果が期待できる内容（見やすさやデザイン）か。
	⑥ 実施スケジュールは適切か。
	⑦ 提案業務の経費見積は妥当か。

3 採点基準

上記審査基準の①～⑦について、評価項目単位の採点は0点～10点までの11段階で評価する。なお、②の採点については、2倍に加点して審査を行う。

点数	概要
10点	※
9点	特に優れたレベルの提案内容
8点	※
7点	優れたレベルの提案内容
6点	※
5点	標準的なレベルの提案内容
4点	※
3点	やや劣ったレベルの提案内容
2点	※
1点	劣ったレベルの提案内容
0点	記述のない評価項目

※・・・各評価項目で同点の企画提案者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点/減点する。